

理 由

1 本件措置請求は、平成17年度に「川崎市は職員に対し本来業務にもかかわらず特殊勤務手当を支給している。特殊勤務手当は給与の二重払いであり、限りなく違法にちかく不当支出である。」として、「受給した職員に対して全額直ちに市に返還することを求めている。

なお、請求書に添付された事実を証する書面は、国の財政状況等及び川崎市交通局職員に関する新聞記事並びに「平成17年度市職員に支払われた特殊勤務手当総額（各手当別）」について市長、水道局長、交通局長等から開示された「認定（支給）額一覧」である。

これらから、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等のうち、公金の支出に関する措置請求と解される。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる財務会計上の行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解されている。

そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており（平成2年6月5日最高裁判所判決参照）、かつ、財務会計上の行為等を違法又は不当とする理由が、これらを証する書面を添えた上で具体的に主張されていなければならない。

3 法第204条第1項は、普通地方公共団体は長の補助機関たる常勤の職員等に対し給料及び旅費を支給しなければならないとし、同条第2項は、条例

で、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当等の27種類の諸手当を支給することができるとしている。また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項にも、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」との規定があり、川崎市においては、これらの法律に基づき、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号）第2条において「給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、・・・・、特殊勤務手当、・・・・、寒冷地手当及び災害派遣手当（略）を含まないものとする。」と規定している。

特殊勤務手当は、給料に加給される従たる給与である諸手当の一種であり、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料表の適用、給料の調整額の適用で考慮することが勤務の態様などから適当でない場合に、勤務の実績に応じて支給される手当である。」（地方公務員関係法令実務事典 地方公務員法研究会編著 第一法規）とされているところ、上記川崎市条例においても、第16条第1項で「職員が、特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合においては、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。」と規定している。

そして、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年条例第32号）においても、上記と同様の給料及び特殊勤務手当に関する定めがなされている。

もっとも、どのような勤務を特殊勤務手当支給の対象とすべきかについては、社会経済環境の変化や技術の進歩等によって変わり得るものであるため、川崎市においては、従前から継続的にその見直しを行ってきたところである。

4 請求人は、平成17年度に支給された特殊勤務手当すべてが限りなく違法に近い不当なものであると主張しているが、その理由については、給与の二重払いであるとするのみである。

しかしながら、上記3に述べたとおり、特殊勤務手当は、法律及び条例に

よりその支給根拠が規定されているものであり、その性格上も給与の二重払いではないことは明らかである。それにもかかわらず、何ゆえに、平成17年度に支給された特殊勤務手当すべてが限りなく違法に近い不当なものであると主張するのか、その理由が個別具体的に明らかにされない限り、本件措置請求は、包括的・探索的な監査を求めているものと言わざるを得ず、法第242条の要件を欠き、不適法である。

なお、本件措置請求では、特殊勤務手当を受給した職員は市に返還せよと記載しているにとどまり、公金の支出の行為者が指定されておらず、この点においても法第242条の要件を満たしていない。

○ 5 以上のことから、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

